



四運技公第1号

## 公 示

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第2号第4欄ただし書の「当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一。」について、下記のとおり定めたので公示する。

この取扱いは、平成29年12月1日から適用する。

平成29年4月4日

四国運輸局長



### 記

1. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、専ら会葬者の輸送を許可条件に付されている事業者の営業所
2. 当該営業所が管理する事業用自動車の数が四両以下であって、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域に存する営業所
3. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、専ら車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施した車両を用いた輸送を許可条件に付されている事業者の営業所